

### 敬老会がなくなります

敬老会が、本年度よりなくなります。

従来は、年に一度敬老会を実施していましたが、社会環境の変化や高齢者が増加する中、意識の多様化などもあり、参加者が少ない状況において、町全体の諸事業の見直しを行う中で今回なくすものです。

今後は、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、継続的に地域づくり活動を行う自治会などを支援していきます。

なお、88歳、90歳以上および夫婦合わせて150・151歳のお祝いについては、従来通り実施します。

### 長寿祝金の支給年齢を変更します

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝うという趣旨の長寿祝金ですが、男性の平均寿命が78.5歳、女性が85.3歳であり、長寿の概念が変化していることなどから、70歳・75歳を対象から除き、80歳・85歳・90歳・95歳の方に支給します。

また、県では88歳、100歳の方に支給します。(支給方法については、後日お知らせします)

### 在宅高齢者介護手当に所得制限を導入します

65歳以上で6ヵ月以上寝たきりや認知症の方を介護されている方に支給している在宅高齢者介護手当(一定の条件を満たすことが必要)については、他の制度などとの公平性を図る観点から県制度と同様の所得制限を導入します。

▶問い合わせ  
健康福祉課  
☎0794(35)2362

区分	現行	改正後	
母子・父子家庭・遺児医療費助成事業	対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父およびその児童、遺児	現行通り
	所得制限基準	所得制限なし	児童扶養手当の所得制限を準用
	外来	一部負担なし	1医療機関あたり、1日500円を限度に月2回(1,000円まで)の負担 【所得を有しない者は、1日300円を限度に月2回(600円まで)の負担】
一部負担	入院	一部負担なし	定率1割負担 (負担限度額 月額2,000円) 【所得を有しない者は、月額1,200円】 *長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は4ヵ月目以降一部負担なし
	対象者	義務教育就学前の乳幼児	現行通り
乳幼児医療費助成事業	所得制限基準	所得制限なし	・0歳児は所得制限なし ・1歳児からは児童手当特例給付の所得制限を準用
	外来	・0歳児は一部負担なし ・1歳児からは定率1割負担(負担限度額月額5,000円)	・0歳～2歳児は一部負担なし ・3歳～義務教育就学前の乳幼児は1医療機関あたり、1日700円を限度に月2回(1,400円まで)の負担 【所得を有しない者は、1日500円を限度に月2回(1,000円まで)の負担】
	入院	一部負担なし	・0歳～2歳児は一部負担なし ・3歳～義務教育就学前の乳幼児は定率1割負担(負担限度額 月額2,800円) 【所得を有しない者は月額2,000円】 *長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は4ヵ月目以降一部負担なし

※現在、受給者証をお持ちの方については6月末ごろ更新を行い、継続して制度に該当する方については、新受給者証を郵送します。なお、該当しなくなる方は、非該当通知を郵送します。

※新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成17年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成17年1月1日現在の住所地で発行された平成17年度所得課税証明書・障害者手帳〔障害者(児)医療費対象者のみ〕を持参のうえ、地域福祉課まで申請してください。

▶問い合わせ 地域福祉課 ☎0794(35)2361

### ～例えばこんな内容です～

午前10時	集合 お茶タイム
午前10時20分	軽い体操・手指遊び・健康チェックや健康相談
午前10時40分	手芸・レクリエーション(風船パレード・輪投げなど) 季節行事
午前11時50分	みんなで片付け
正午	解散

☎0794(35)1712  
播磨町社会福祉協議会

▼問い合わせ  
播磨町社会福祉協議会

社会福祉協議会では、開設準備のお手伝いや運営費の助成など、様々な支援をさせていただきますので、お問い合わせください。

平成17年3月末現在、16の自治会で取り組んでいたが、いくつかの自治会で開設の準備が進められています。高齢化が進んでいる中で、地域で支えあう活動が大切です。

「ふれあい・いきいきサロン」は、自治会を単位として、①自治会の公民館など、②近所の歩いていけるところで開催され、③人と会い、話し、笑い、歌い、ゲームするなど、いろいろなプログラムがあり、楽しいひとときを過ごすことができ、④自治会内の高齢者などとボランティアが協働で企画し、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動です。

## 7月1日から、福祉医療費助成制度が変わります

県が行った福祉医療費助成制度の見直しに伴い、本町においても行政改革大綱に沿って、給付と負担の公平性を図る観点から、各医療費助成事業の内容が変わります。

各制度の主な変更点は次の通りです。

- 福祉医療費助成制度(老人・障害者・母子家庭など・乳幼児)の所得制限基準および一部負担金などが下記の通り変わります。
- 障害者医療では、身体障害者手帳3級(内部障害のみ)精神障害者保健福祉手帳1級所持者も新たに対象となります。
- 乳幼児医療では、子育て支援策として、0歳から2歳児(3歳の誕生日の属する月末まで)は、外来・入院とも負担なしとなります。

区分	現行	改正後	
老人医療費助成事業	対象者	65歳以上69歳以下の者	現行通り
	所得制限基準	本人が町民税非課税または、本人の合計所得金額が145万円以下	本人が町民税非課税(一定以上所得者の家族は対象外)
	一部負担	定率1割負担(一定以上所得者は定率2割負担)	定率2割負担 【所得を有しない者は、1割負担】
負担上限	一般の場合 外来 月額1万2,000円 入院 月額4万200円	現行通り	
障害者(児)医療費助成事業	対象者	障害程度1級・2級の身体障害者および知的障害者(療育手帳A・B1判定)	・障害程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障害者 ・知的障害者(療育手帳A・B1判定) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)。 ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
	所得制限基準	所得制限なし	特別障害者手当の所得制限を準用
	一部負担	外来 一部負担なし 入院 一部負担なし	1医療機関あたり、1日500円を限度に月2回(1,000円まで)の負担 【所得を有しない者は、1日300円を限度に月2回(600円まで)の負担】 定率1割負担(負担限度額 月額2,000円) 【所得を有しない者、月額1,200円】 *長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は4ヵ月目以降一部負担なし

\*所得を有しない者とは 町民税非課税世帯で世帯全員の前年の合計所得金額が0



▲写っている方に写真または画像データを差しあげます。企画調整課まで。

- 役場・教育委員会 ☎0794(35)0355 ①(35)3398
- 健康いきいきセンター ☎0794(35)5578 ①(35)5227
- 福祉しあわせセンター ☎0794(35)1712 ①(36)5610
- デイサービスセンター ☎0794(37)6155 ①(37)0065
- 加古川総合保健センター ☎0794(29)2923 ①(29)6300
- 播磨ふれあいの家 ☎079(678)1481 ①(678)1482

### 交通事故の状況

平成17年4月末現在 昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	880(+44)	1,070(+59)	3(-2)
稲美町	100(+4)	117(-4)	1(+1)
播磨町	87(+3)	110(+9)	0(-1)

### 犯罪発生の状況

3月の町内犯罪発生件数 61件 (前月比+8件)

種別	件数
空き巣など	1
車上狙いなど	7
職場狙い	2
自転車盗	11
自動車・オートバイ盗	16
事務所荒し	5
自販機荒し	1
器物損壊	7
詐欺・傷害・住居侵入ほか	11

平成17年犯罪累計169件

### おこやみ 【4・5月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
奥川 美治	北本荘	61
貴谷 佳子	東本荘	64
佐伯 初一	野添	84
筒井 とりゑ	大中	98
永易 三千枝	二子	78
三井 とよ	大中	85

重度心身障害者介護手当の振り込み

5月期支給の重度心身障害者介護手当は、5月25日(水)に口座に振り込みます。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。  
 ※在宅高齢者介護手当とは支給日が異なりますので、ご注意ください。  
 ▼問い合わせ 健康福祉課  
 ☎0794(35)2362

障害者(児)更生援護補助金の振り込み

5月期支給の障害者(児)更生援護補助金は、5月25日(水)に口座に振り込みます。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。  
 ▼問い合わせ 健康福祉課  
 ☎0794(35)2362

児童福祉制度

児童の幸せを願って、次の各制度があります。  
 ◎児童扶養手当 離婚などに

より、父と生計を共にできない、18歳までの児童が養育されている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の母や、母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

◎特別児童扶養手当 身体、精神に障害のある、20歳未満の児童を監護する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。  
 ◎児童手当 小学校第3学年修了前の児童を養育している人に支給されます。  
 ※これらは、すべて所得制限、支給要件があります。  
 ▼問い合わせ 地域福祉課  
 ☎0794(35)2361

児童手当・特別給付・小学校第3学年修了前特別給付の現況届を忘れずに

児童手当・特別給付・小学校第3学年修了前特別給付を受けている人は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。提出をしないと支給資格があっても、引き続き手



◆◆◆ 就学援助および奨学金、幼稚園保育料の減免 ◆◆◆

- 1. 小・中学生の就学援助制度**  
 町立小・中学校の学用品費および小学校の給食費などに対して援助します。  
 ▶対象 生活保護世帯または世帯全員の所得が基準以下の世帯
- 2. 幼稚園保育料減免制度**  
 ▶対象 生活保護世帯または世帯全員の町民税所得割額が1万円以下の世帯
- 3. 播磨町奨学金貸付制度**  
 ▶対象 高等学校もしくは高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校の

区分	奨学金の額(円)					
国公立の高等学校	月額	17,000				
私立の高等学校	月額	29,000				
高等専門学校	国公立	月額	20,000	私立	月額	31,000
専修学校	国公立	月額	17,000	私立	月額	29,000
各種学校	月額	22,000				
大学・短期大学	月額	30,000	または	月額	50,000(自由選択)	

▶問い合わせ 教育総務課 ☎0794(35)0533

楽しく一緒に歩きませんか

3月のウォーキング教室終了後も新しい仲間を交えて歩いています。『毎週木曜日に季節の風を感じながら、きれいに咲いた花を愛でながら、そして楽しく語らいながら。行く先はその日次第です。ゆっくり歩きながら季節を楽しんでいます。播磨町も狭いようで広いです。あんな道、こんな道、まだまだ歩いたことのない道もいっぱいあります。町内の再発見をしつつ楽しく歩きませんか。』ウォーキング教室OBより  
 ▶日時 毎週木曜日午前9時から1時間半程度(雨天中止)  
 ▶集合場所 中央公民館 玄関前  
 ▶問い合わせ 健康福祉課  
 ☎0794(35)2362 (申し込み不要)

国民年金Q&A こんな時はどうしたらいいの？

Q. 免除を受けた期間の保険料をさかのぼって納められると聞いたのですが  
 A. 長い人生の間には、経済的な理由により保険料を納めたくても、納められない場合があります。そんなときのために国民年金には保険料免除制度があります。全額免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、将来老齢基礎年金を受けるときには保険料を納めた期間に比べて3分の1に年金額が減額して計算されます。また、半額免除を受けた期間は半額を納めたことを前提として、保険料を納めた期間に比べて3分の2に年金額が減額して計算されます。

- 追納される場合には次に掲げる条件があります。
- ★ 老齢基礎年金の受給権者は追納できません。
  - ★ 追納できる期間はさかのぼって10年間となります。
  - ★ 一部につき追納する場合は、対象となる月を任意に選べず、先に経過した期間から行うこととなります。(その際、学生納付特例期間がある場合、学生納付特例期間の追納が優先されていましたが、学生納付特例の期間よりも前の保険料免除期間がある場合について、平成17年4月からの法改正により、前の免除期間を優先して追納するか、学生納付特例期間を優先して追納するか、本人が選択できることになりました)
  - ★ 平成14年度以前分について追納する場合の納付すべき額は、当時の保険料額に政令で定められた率を乗じた額を加算した額となります。

▶平成17年度中に追納する場合の保険料

	追納する期間	1ヵ月あたりの追納額(全額)	1ヵ月あたりの追納額(半額)
平成7年度	平成7年4月～平成8年3月までの月分	16,310円	—
平成8年度	平成8年4月～平成9年3月までの月分	16,260円	—
平成9年度	平成9年4月～平成10年3月までの月分	16,040円	—
平成10年度	平成10年4月～平成11年3月までの月分	15,790円	—
平成11年度	平成11年4月～平成12年3月までの月分	15,190円	—
平成12年度	平成12年4月～平成13年3月までの月分	14,600円	—
平成13年度	平成13年4月～平成14年3月までの月分	14,040円	—
平成14年度	平成14年4月～平成15年3月までの月分	13,500円	6,750円

※納付書の発行は、加古川社会保険事務所にお問い合わせください。  
 ▶問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎0794(27)4511(代)

当を受けられなくなり、ご注意ください。該当者の方には個人通知をさせていただきます。  
 ▼受付期間 6月6日(月)～10日(金) 午前8時30分～午後5時  
 ▼受付場所 地域福祉課  
 ▼持参するもの  
 ①児童手当現況届(各受給者に郵送します)  
 ②印鑑(スタンプ印以外の認印)  
 ③現在の勤務先名が記載された申請者本人の健康保険証の写し(国民年金加入者および未加入の方は不要)  
 ④平成17年度(16年分)所得証明書(平成17年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成17年1月1日現在の住所地で交付を受けてください)  
 ⑤その他必要書類については個人通知させていただきます。  
 ※受付日時に都合の悪い方は、6月30日(木)までに地域福祉課へ提出してください。(郵送可)  
 ※提出が7月以降になると、提出日の翌月分からの支払いとなりますのでご注意ください。  
 ▼問い合わせ 地域福祉課  
 ☎0794(35)2361

歯の衛生週間イベント 母と子の歯の衛生教室

お子さんは、毎日楽しく歯磨きをしていますか？ 歯磨きが大好きな子に育てるため、催しを行います。  
 ▶日時 6月9日(木) 午後1時～3時  
 ▶場所 中央公民館  
 ▶対象 4～5歳児  
 ▶内容 歯磨き体操、人形劇、歯の話、おやつ展示・試食  
 ▶申し込み・問い合わせ 6月7日(火)までに、お申し込みください。  
 健康福祉課  
 ☎0794(35)2362  
 播磨歯科医師会事務局  
 ☎0794(34)5005

6月はむし歯予防月間です 歯周疾患検診を受けましょう

歯を失う原因の約9割を占めるのが歯周病とむし歯です。ぜひ、この機会に検診を受け、「お口の健康」について考えましょう。  
 ▶対象 今年度中に40歳・50歳・60歳・70歳になられる播磨町民の方  
 ▶場所 歯周疾患検診協力医療機関(播磨町・稲美町・加古川市・高砂市医療機関)  
 ▶受診期間 平成18年2月28日(火)まで  
 ▶内容 歯周疾患検診(歯周の腫れ、歯周ポケットの深さをみます)・P.M.T.C(上顎前歯部6歯または、下顎前歯部6歯)  
 ※P.M.T.C…歯面とその周辺の歯垢を除去し、むし歯・歯周病の予防効果があります。また歯の表面がツルツルして気持ちよく、歯の着色(ステイン)を落とすことができます。いわば歯の表面のクリーニングです。  
 ▶受診方法 歯周疾患検診協力医療機

関に電話で予約の上、受診してください。  
 ▶検診費用 1,300円  
 ※検診費用の免除対象者  
 ・生活保護法による被保護世帯に属する方  
 ・住民税非課税世帯(世帯の全員が住民税非課税)に属する方  
 検診費用免除申請手続は歯周疾患検診協力医療機関へ申し込み後、受診日の1週間前までに印鑑を持って健康福祉課へお越しください。  
 ▶検診に必要なもの  
 ・播磨町歯周疾患検診受診券  
 ※40歳・50歳の方 リフレッシュ健診のご案内とともに郵送  
 ※60歳・70歳の方 健康福祉課の窓口にて交付  
 ・健康保険証  
 ・検診料金1,300円  
 ・歯周疾患検診票(各医療機関にあります)  
 ・検診費用免除決定通知書(該当者)  
 ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)2362



# 税

## 国民健康保険税の税率を改正

国民健康保険税の平成17年度の税率は、表①の通り改正されました。医療費などは毎年伸び続けていますが(グラフ①)、支出の抑制や老人保健への拠出金減で、一人当たりの負担額は前年より低く抑えられています。

保険税は、医療給付費分と介護納付金分の合計額で、医療給付費分はすべての被保険

表① 平成17年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分		介護納付金分	
	16年度	17年度	16年度	17年度
①所得割	7.48%	7.90%	⑤所得割	1.37%
②資産割	22.00%	15.00%	⑥資産割	6.10%
③均等割	28,080円	28,680円	⑦均等割	7,140円
④平等割	27,240円	22,800円	⑧平等割	5,040円
課税限度額	530,000円	530,000円	課税限度額	80,000円

①所得割：被保険者の16年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額  
 ②資産割：被保険者の17年度の固定資産税額に15.00%をかけた金額  
 ③均等割：被保険者1人につき28,680円  
 ④平等割：1世帯につき22,800円  
 ⑤所得割：医療給付費分と同様に計算し、1.62%をかけた金額  
 ⑥資産割：医療給付費分と同様に計算し、5.00%をかけた金額  
 ⑦均等割：被保険者1人につき7,560円  
 ⑧平等割：1世帯につき4,320円  
 1年間の保険税額=①+②+③+④ (最高53万円)  
 1年間の保険税額=⑤+⑥+⑦+⑧ (最高8万円)

\* 介護納付金分は、40歳～64歳の被保険者の方のみ課税されます。

者が、介護納付金分は40歳以上65歳未満の被保険者が対象になります。

医療給付費分の税率は、必要な医療費の額などを基に、介護納付金分の税率は、社会保険診療報酬支払基金への拠出予定額を基に毎年検討されています。

医療給付費分については、資産割を15% (前年度比7%減) に下げ、来年度以降は毎年5%ずつ引き下げの予定。所得割は資産割の減と所得の伸びを見込み、7.9% (同0.42%増) に。均等割と平等割は、課税見込総額に

占める割合が見直され、それぞれ2万8千880円 (同600円増)、2万2千800円 (同4千400円減) となっています。

介護納付金分の税率は、改正後3年間据え置く予定でしたが、拠出金が毎年増え、このままでは来年度に大幅な改正を余儀なくさせられます。

これを少しでも緩和するため、税率の見直しが行われました。医療給付費分の考え方を踏襲し、資産割を5% (同比1.1%減) に下げ、所得割を1.62% (同0.25%増) に上げています。均等割は7千560円 (同420円増)、平等割

表② 国民健康保険税2割軽減額(減額)

	医療給付費分	介護納付金分
均等割：加入者1人につき	5,740円	1,520円
平等割：1世帯につき	4,560円	870円

グラフ① 医療費の伸び



## 保険税の納期限

は4千320円 (同720円減) となっています。

保険税の納期は、前年度と同じく7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末 (12月は25日) で、その日が金融機関の休日となる場合は翌営業日となります。

## 保険税の2割軽減

次の要件の該当者には、申請書を送付しますので期限内に提出してください。この申請が認められると国民健康保険税の一部が軽減 (減額) されます。

▼所得要件 平成16年中の総所得金額が次の式で求めた金額以下の世帯。  
 33万円 + (35万円 × 被保険者数)

ただし、平成16年に風水害などの災害に遭われたり、事業の休止、廃止があったなどの事情で所得の低下を招いたが、平成17年には所得の状況が改善された方などは、この制度を受けられない場合があります。

▼軽減額(減額) 国民健康保

## 所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者 (世帯主) と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となっている方、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ軽減 (減額) も受けられませんので、申告書を提出してください。

## 保険税を滞納すると

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続きをすることによって、医療費の7割分を請求することが出来ます。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。健康保険の制度は皆さんで支え合って成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

## 口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもご利用いただけます。

## 問い合わせ

▼問い合わせ  
 税務課国民健康保険係  
 ☎07994 (5) 035500

## 町県民税の減免

失業や退職などにより所得がなくなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を提出してください。

▼対象者 ①平成16年中の所得が80万円以下の人で、失業や退職、休業、廃業などの事由発生後の所得が、前年の所得と比べて半分以下に減少すると認められる人や、病気で引き続き3カ月以上療養中の人。  
 ②納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合。

▼申請に必要なもの 納税通知書、印鑑、右の①に該当することを証明できる書類 (雇用保険受給資格者証、民生委員の無職の状況確認書、診断書など。年金受給者は年金証書、年金改定通知などの最新の年金額がわかるもの)。

## 問い合わせ

▼問い合わせ  
 税務課住民税係  
 ☎07994 (5) 035500

## 生計同一の妻に対する町県民税の均等割課税について

町県民税の均等割課税で「均等割の納税義務を負う夫と生計が同一で、所得が一定額を越える妻」に対する非課税措置が平成17年度より廃止されました。

経過措置として、平成17年度では、1/2の課税額で町県民税額千500円、県民税額千500円となります。(左図参照)

参考図	町民税	県民税	合計
平成16年度	非課税	非課税	非課税
平成17年度	1500円	500円	2000円
平成18年度～	3000円	1000円	4000円

※所得の一定額とは、給与収入などで96万5千円をいいます。

## 問い合わせ

▼問い合わせ  
 税務課住民税係  
 ☎07994 (5) 035500



## 防火管理者資格取得講習会のお知らせ

学校、病院、工場、共同住宅などの「多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物で政令で定めるもの」においては、消防法第8条第1項により防火管理が義務づけられています。

防火管理者を必要とする事業所または建物などにおいて人事異動などにより防火管理者が不在にならないように資格を取得してください。  
 ▼日時 7月14日(木)・15日(金)の2日間完全受講  
 ▼場所 加古川市民会館 小ホール  
 ▼受付期間 6月20日(月)～24日(金)

## 平成17年度水道料金などの集金人が決まりました

自治会など	氏名	自治会など	氏名
宮北	杉 千恵子	コーポラス東AG	杉 千恵子
本庄東	杉 千恵子	本庄北	織田 トミ子
コーポラス15	杉 千恵子		

6月1日～7日「水道週間」～水を大切に!～  
 (記載のない自治会は集金人のいないとご座す)

▼定員 180人 (定員になり次第、締め切りいたします)  
 ▼講習費用 5千800円 (テキスト代含む)  
 ▼申し込み・問い合わせ 電話および郵送による申し込みは、一切受け付けいたしません。ご了承ください。  
 加古川市消防本部予防課予防係  
 ☎07994 (27) 65332

防火対象物	従業員および収容人員
映画館・公会堂・遊技場・飲食店・店舗・旅館・病院・幼稚園・保育園・社会福祉施設・その他	30人以上
学校・工場・倉庫・駐車場・事務所・共同住宅・その他	50人以上

※収容人員とは、その防火対象物に出入りし、勤務し、または居住する者の数をいい、その算定方法は、消防法施行規則第1条に定められています。

### 消防団長に田中廣治氏任命

播磨町消防団長に、平成17年4月1日、田中廣治氏が播磨町長から任命されました。田中団長は、12年間務められた八木昌之氏の後任として、就任されました。

今後、消防団長として、消防団活動と地域住民の安全・安心のために努められます。

- 播磨町消防団本部役員(敬称略)**
- ・ 団 長 田中 廣治
  - ・ 副団長 加納 利治
  - ・ 副団長 佐伯 達也
  - ・ 副団長 大江 真一



▲田中廣治氏

▼問い合わせ 住民課  
☎0794(35)2363

### 猫の引き取り

▼日時 6月6日(月)・15日(水) 午前9時〜11時  
▼場所 産業生活課  
▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)



催し

### 食生活改善(いずみ会)料理講習会

▼日時・場所  
6月7日(火) 中央公民館  
6月8日(水) 野添コミセン  
6月15日(水) 南部コミセン  
6月17日(金) 中央公民館  
※いずれも午前9時30分〜12時30分  
▼内容 かしこく油を使ってヘルシー料理  
▼参加費 500円(当日徴収)  
▼問い合わせ 健康福祉課  
☎0794(35)2362

### キャストはりま塾

### 地域資源発見

第3回 歩こう!「新井水路」  
いなみ野ため池博覧会(東播磨県民局主催)の一環として、地元の先覚者である今里傳兵衛さんが今から約350年前に開削した新井水路を加古川までたどりまします。  
第3回目となる今回は上流部にスポットを当てます。心とむひと時を一緒に過ごしませんか。河川敷でお弁当を食

※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 産業生活課  
☎0794(35)2364

### 犬の引き取り

▼日時 毎週水曜日 午前10時15分〜10時35分  
▼場所 加古川健康福祉事務所裏庭(印鑑持参)  
▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)  
※時間は厳守をお願いします。  
▼問い合わせ 明石健康福祉事務所動物衛生課  
☎078(917)1622

### 地域に学ぶ

### 中学生体験活動週間

### トライやる・ウィーク実施

播磨町内の中学2年生が、1週間学校を離れて地域社会の中で、それぞれの興味・関心に応じて、自分のやりたいことにチャレンジします。  
地域に学び、地域の人々とふれあうことによって、「豊かな心」を育むことを目的としています。  
昨年度は、95事業所、137人の指導ボランティアの方々に

へて、バスで町に戻る予定です。

▼日時 6月12日(日) 午前8時30分 中央公民館前集合(一部区間、バスを利用)  
▼場所 新井水路に沿って日岡緑道から加古川大堰まで歩きます。(約5km)  
▼定員 先着25人  
▼参加費 無料  
▼持ち物 お茶とお弁当をご持参ください。  
▼申し込み・問い合わせ 企画調整課  
☎0794(35)0356  
キャストはりま塾  
塾長 福原 隆泰宅  
☎078(944)3127



▲新緑と水のせせらぎの中を歩こう

### 世代を超えて元帰塾

竹とんぼ・漢字教室参加者募集

◎親子で竹とんぼ作りやチャレンジしませんか。竹とんぼ

### 播磨町勤労者住宅資金融資制度

この制度は、播磨町と取扱金融機関がそれぞれ資金を負担し、勤労者の持家を促進するための制度です。平成17年4月1日から平成17年度分の融資受付をしています。ただし、融資目標額に達した場合は締め切りますので、ご了承ください。ご利用についてはお問い合わせください。

▶問い合わせ 近畿労働金庫 高砂支店 ☎0794(42)3471  
加古川ローンセンター ☎0120(038)664  
産業生活課 ☎0794(35)2364

### 兵庫県住宅再建共済制度が9月からスタートします

兵庫県では、全国に先駆けて住宅再建共済制度を9月からスタートさせます。この制度は、震災の教訓を踏まえ、貯蓄や地震保険などへの加入による「自助」や公的支援による「公助」の限界を埋めるものとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき拠出した負担金により、住宅再建を支援する「共助」のしくみです。具体的には、平常時に年5,000円(初年度は月額500円)を負担することで、あらゆる自然災害を対象として、住宅が半壊以上の被害を受けた場合に再建・購入時は600万円、補修時は被害の程度に応じて50万円〜200万円、再建も補修もしない場合は10万円を給付します。加入手続きは、7月ごろから県民局や市町の窓口を設置される加入申込書に記入のうえ、(財)県住宅再建共済基金に郵送で申し込みます。保険とは異なるため、既存の地震保険などと組み合わせることも可能です。いざという時のわが家の安全・安心のため、加入を検討されてはいかがでしょうか。

▶申し込み・問い合わせ 兵庫県住宅防災課 ☎078(362)4338  
(財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎078(362)9400

#### 負担と給付

共済負担金	5,000円/年 (ただし新規加入年度は500円/月)
共済給付金	再建・購入の場合 600万円 補修の場合 ・全壊 200万円 ・大規模半壊 100万円 ・半壊 50万円 再建・購入・補修をしない場合10万円

ご協力をいただきました。ありがとうございました。今年も中学生に励ましの声を、よろしく願います。  
▼実施期間 6月6日(月)〜10日(金)  
▼問い合わせ 教育推進室  
☎0794(35)0545



### 男女共同参画セミナー

### 「女性のライフサイクルとストレス」

女性が生活していく上での就職や結婚、からだ、子育てや介護…いっしょに考えてみませんか。

▶日時 6月20日(月) 午前10時30分〜12時30分  
▶場所 中央公民館 2階視聴覚室  
▶講師 前村よう子さん(女性ライフサイクル研究所)  
▶定員 50人  
▶参加費 無料  
▶主催 とうばんウィズ(男女共同参画推進員) 兵庫県男女共同参画センター  
▶共催 播磨町

一時保育ご希望の方は、事前に予約をしてください。

▶申し込み・問い合わせ 6月6日(月)までに企画調整課へ。  
☎0794(35)0356 FAX0794(35)0609

### 野添コミセン

### ふれあい町民運動会

楽しい種目を計画していますので、どしどし参加してください。

〈日時〉6月19日(日)

午前8時30分開始  
※雨天の場合、6月26日(日)に順延します。

〈場所：問い合わせ〉  
蓮池小学校：野添コミセン  
☎078(943)4825

〈主催〉

各コミュニティ委員会  
ふれあい町民運動会実行委員会

### 参加賞あり!

楽しい種目がいっぱい!

大玉運び、障害物競走、スプーンリレー、玉入れ、パン食い競争など

福引で賞品を  
ゲットしよう

来年平成18年5月14日午前2時 市外局番0794地域の電話番号が変わります

現在 ☎0794(△△)□□□□ → 変更後 ☎079(4△△)□□□□

現在ご使用の市外局番の末尾【4】が取れて、市内局番の先頭につきます。

▶問い合わせ 総務省近畿総合通信局情報通信部電気通信事業課 ☎06(6942)8518

**子育て講演会**  
きょうだいっていいな！  
子どもの心にうまく寄り添うために

きょうだいができるとき、  
どう子どもの心に寄り添えば  
いいのでしょうか。また、母乳  
育児の大切さも合わせてお話  
していただきます。

▼日時 6月29日(水) 午後1  
時30分～3時  
▼場所 中央公民館視聴覚室  
▼対象 就園前の子どもを育  
てる親15組(先着)

▼講師 永原 郁子(助産婦  
(神戸市北区マナ助産院長))

▼申し込み・問い合わせ 保  
育ボランティアによる託児も  
あります。参加ご希望の方は  
必ずお申し込みください。  
子育て学習センター  
☎0794(37)4188

**ハイキング**

▼日時 6月19日(日) 午前7  
時30分 JR土山駅集合  
▼目的地 常陸寺山&妙見山  
(淡路市)  
▼行程 明石港→富島港→常  
陸寺山→妙見山→佐野小井バ  
ス停(初・中級者向17分、6  
時間)

▼交通費 2千20円  
▼問い合わせ 田中 福美宅  
☎078(942)8280

**播磨町菊花会**

毎年秋に開催される菊花展  
に出展を目指している方に菊  
の苗を配布します。

▼日時 5月28日(土) 午前10  
時～正午(先着順)  
▼場所 役場第1庁舎駐輪場  
▼問い合わせ 生涯学習課  
☎0794(35)0565

**中学校教科書展示会**

平成18年度中学校使用教科  
書目録に記載されている教科  
書見本を展示します。

▼日時 6月17日(金)～7月6  
日(水) 午前9時～午後5時  
(土・日曜日は閉庁)

▼問い合わせ 教育推進室  
☎0794(35)0545

**新規学校卒業予定者対象  
求人説明会を開催します**

求人申し込みにかかる事務  
手続きなどについて、新規  
学校卒業予定者を対象に求人

を予定される事業主を対象と  
した説明会です。

▼日時 6月13日(月) 午後1  
時30分～3時30分(受付時間  
午後1時より)

▼日時 6月25日(土) 午前9  
時～午後5時  
▼場所 加古川市防災センタ  
ー

▼対象 播磨町、加古川市、  
稲美町に在住・勤務の人。  
▼定員 25人(先着順)  
▼申し込み・問い合わせ 6  
月7日(火)午前9時から、電話  
でお申し込みください。  
※土・日曜日は除く。  
加古川市消防本部警防課  
☎0794(27)6589

**上級救命講習会**

固定や止血などの応急手  
当、搬送法、AED(自動体  
外式除細動器)を使用した心  
肺蘇生法。受講者には、修了  
証を交付します。

▼日時 6月25日(土) 午前9  
時～午後5時  
▼場所 加古川市防災センタ  
ー

▼対象 播磨町、加古川市、  
稲美町に在住・勤務の人。  
▼定員 25人(先着順)  
▼申し込み・問い合わせ 6  
月7日(火)午前9時から、電話  
でお申し込みください。  
※土・日曜日は除く。  
加古川市消防本部警防課  
☎0794(27)6589

**パソコン講習受講者募集**

▶基礎技能講習 受講料は無料。ただし、別にテキスト代金1,000円が必要。  
▶ワード入門 受講料1,500円とテキスト代金1,500円。  
▶エクセル入門 受講料1,500円とテキスト代金1,500円。  
▶エクセル中級 受講料1,500円とテキスト代金2,000円。  
▶インターネット・メール 受講料1,500円とテキスト代金1,500円。  
▶応募資格および定員 20歳以上の町内在住・在勤者で各コース20人。

コース	内容/会場	月日	締め切り
③	ワード入門/西部コミセン 午後1時30分～4時30分	6月21日(火)・6月22日(水)・6月23日(木)	6月10日(金)
④	インターネット・メール/南部コミセン 午後1時30分～4時30分	7月5日(火)・7月6日(水)・7月7日(木)	
⑤	基礎技能講習/中央公民館 午後7時～9時	7月12日(火)・7月14日(木)・7月15日(金) 7月19日(火)・7月21日(木)・7月22日(金)	9月12日(月)
⑥	エクセル入門/西部コミセン 午後1時30分～4時30分	7月26日(火)・7月27日(水)・7月28日(木)	
⑦	エクセル中級/中央公民館 午後7時～9時	9月27日(火)・9月29日(木)・10月1日(土) 10月4日(火)・10月6日(木)・10月8日(土)	9月16日(月)
⑧	インターネット・メール/南部コミセン 午後1時30分～4時30分	11月8日(火)・11月9日(水)・ 11月10日(木)	
⑨	基礎技能講習/中央公民館 午後7時～9時	1月31日(火)・2月2日(木)・2月4日(土) 2月7日(火)・2月9日(木)・2月10日(金)	

▶申し込み・問い合わせ コースごとに往復はがきに郵便番号・住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・希望コース番号を記入のうえ、下記へお申し込みください。  
※はがきは1コースにつき1枚でお願いします。(応募多数の場合は抽選)  
〒675-0156 播磨町東本荘1-5-1 播磨町商工会 パソコン講習会係  
☎0794(35)1630  
ホームページ(はりまタウンナビ) <http://www.harimanavi.com/>

▶締め切り 6月15日(水)必着 ▶参加費 4,000円

▶申し込み・問い合わせ 加古川市バレーボール協会 中川光則 ☎0794(25)7192

**募集**

**播磨町ふるさとの先覚者  
顕彰会平成17年度会員募集**

本会は、郷土の先覚者を顕彰・発掘することを目的として  
います。現在、会員を募集  
していますので、趣旨にご賛  
同いただき、ご加入をお願い  
します。

▼会費 年額(1口)千円  
▼受け付け・問い合わせ 播  
磨町ふるさとの先覚者顕彰会  
事務局(企画調整課内)  
☎0794(35)0356

▼なお、平成17年度総会を次  
の通り開催します。  
▼日時 5月29日(日) 午前9  
時20分～10時  
▼場所 中央公民館

**播磨町花と緑の協会  
からのお知らせ**

①**花の講習会を開催します!**  
楽しくお花の勉強をしませんか。  
申し込み不要、どなたでも参加でき  
ます。  
▶日時 6月21日(火)  
午前10時～正午  
▶場所 中央公民館視聴覚室  
▶内容 多肉植物とエアプランツ  
の楽しみ方  
▶講師 兵庫県フラワーセンター講師  
▶参加費 無料  
※当日筆記用具をお持ちください。  
▶その他 フラワーセンター編集  
「花づくりテキストNo.24」を講習  
会資料として使用しますので、お  
持ちでない方は当日会場でお買  
い求めください。1冊300円(税込  
み)です。

②**花苗作りを体験してみませんか?**  
協会では、今年からビニールハウ  
スを活用し、種からの花苗作りを始  
めます。できた苗は公共花壇や講習  
会などで活用します。花苗づくりを  
体験したい方は気軽にお問い合わせ  
ください。  
▶問い合わせ 都市計画課  
☎0794(35)2366

**水田川を守る会からの  
お知らせ**

**花のボランティア募集**  
水田川を花や緑でいっぱいにし  
ませんか?  
水田川環境整備工事によって、設  
置された遊歩道の植栽スペースに、  
花のお世話をして頂ける方を募集  
します。  
なお、お世話をして頂ける方は、  
「水田川を守る会」に加入し活動し  
て頂く予定です。  
▶申し込み・問い合わせ 「水田川  
を守る会」代表 古川 弘一宅  
☎0794(37)3391  
土木課  
☎0794(35)2365



▲遊歩道を花で囲みましょう

「わんぱくはりまっ子」「き  
らり光ってる 人・仲間た  
ち」に登場してください

登場していただける方々を  
募集しています。

▼わんぱくはりまっ子 町内  
在住の、就学前の子どもたち  
を紹介しています。写真をお  
届けください。郵送可。  
▼きらり光ってる 人・仲間  
たち 趣味やボランティアの  
仲間、サークルなど、人の集  
まりを紹介しています。

▼申し込み・問い合わせ  
どちらでも、直接ご連絡いた  
だくか、催し物会場などで広  
報係にお声をかけてくださ  
い。  
企画調整課  
☎0794(35)0356

**交通安全街頭指導員募集**

登下校時の児童の交通安全  
を確保するため、交通安全街  
頭指導員を募集します。希望  
者は申込書(住民課で配布)  
に履歴書を添えて、住民課ま  
で提出してください。

▼募集人員 1人(町内在住  
で50歳未満の方)  
▼受付期間 6月1日(水)～8  
日(水) 午前9時～午後5時  
(土・日曜は除く)

▼試験日 6月15日(水)  
▼問い合わせ 住民課  
☎0794(35)23663



**図書館ホームページから  
本の検索と予約ができます**

昨年5月より図書館ホーム  
ページから、本の検索と予約  
ができます。また、館内のパ  
ソコンからも検索と予約がで  
きます。

利用を希望される方は、パ  
スワードの登録が必要です。  
パスワード(4桁の数字)を  
図書館カウンターまで申し  
出ください。その際、図書館  
カードと身分証明をお持ち参  
ください。申し込みの翌日から  
利用可能です。

予約については、ホームペ  
ージの蔵書検索をクリック  
し、「予約のしかた」をご覧  
ください。  
<https://www.library.harima.h.yogo.jp/>

**播磨町のすてきな歴史をあなたへ**



町内の文化財を紹介する冊子ができました。身近な所にある、大切な歴史に気付いていただければと思います。ぜひ、一読願います。

▶一冊 800円 (104ページ 13×19cm)  
▶問い合わせ 郷土資料館 ☎0794(35)5000

●予約状況(16年度)

館内申込書	インターネット	館内パソコン	予約合計
7千850件	4千560件	1万4千68件	3万6980件

▶日時 6月26日(日) ▶場所 加古川総合体育館  
▶種目 一般男子・一般女子(ともに9人制)